

広島県告示第百三十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定によって、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

一 指定する形質変更時要届出区域

三原市円一町二丁目一八三四番四七の一部、一八三四番六七、一八三四番四九の一部、一八三四番三二の一部、一八三四番五五、一八三四番三三、一八三四番三四

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 規則第五十八条第五項第十号に該当する区域

三原市円一町二丁目一八三四番四七の一部、一八三四番六七、一八三四番四九の一部、一八三四番三二の一部、一八三四番五五、一八三四番三三、一八三四番三四